様式第３号（第５条関係）

後退用地の適正管理事項確認書

　　年　　月　　日

刈谷市長

私たちは、刈谷市における後退用地の適正管理事項を確認しました。

なお、所有権者等が変更になる場合は、当該適正管理事項について新たな所有権者等へ説明し、引き継ぎます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 後退用地の所在地 | | 刈谷市 | |
| 確認者 | □建築主  □所有権者  □借地権者 | 住　　所 |  |
| 氏　　名 |  |
| □建築主  □所有権者  □借地権者 | 住　　所 |  |
| 氏　　名 |  |
| □建築主  □所有権者  □借地権者 | 住　　所 |  |
| 氏　　名 |  |
| □建築主  □所有権者  □借地権者 | 住　　所 |  |
| 氏　　名 |  |
| 添付書類 | | 狭あい道路の幅員及び中心線、現況の狭あい道路と事業予定地との境界線、後退線並びに予定建築物等の位置が明記された配置図 | |
| 備考　氏名欄について、自署によらない場合は、記名押印してください。 | | | |
| 刈谷市における後退用地の適正管理事項  １　後退用地における建築物の建築又は当該建築物に附属する門、塀、擁壁等の築造は、建築基準法により禁止されています。  ２　刈谷市においては、住みやすい環境の確保のため、１のとおり規制されるもののほか、後退用地における工作物等の築造又は植栽を行わないことを基本とします。  ３　後退用地に建築物等の建築、築造又は植栽が行われた場合は、刈谷市職員が後退用地の管理状況に関し、現地確認、聞き取り等を行います。 | | | |